

2021年6月15日

安全確保命令に対する再発防止策の提出について

三菱ケミカル物流株式会社  
取締役社長 横山 一郎

弊社は、令和3年（2021年）5月17日付で国土交通省関東運輸局から受領した「輸送の安全の確保に関する命令（令和3年5月17日、関海運第12号）」への対応として、本日、命令を受けて講じた措置報告（再発防止策）を関東運輸局に提出し受理されましたのでご報告申し上げます。

提出致しました文書「『輸送の安全の確保に関する命令（令和3年5月17日、関海運第12号）』に関する対応措置のご報告について」は、次ページ以降のとおりです。

弊社と致しましては、今回発出された命令を真摯に受け止め、二度とこのような事態を起こさないよう再発防止策を継続して実施し、船舶所有者と一体となって安全運航に努めて参ります。国土交通省関係部局をはじめ、航路を利用される皆さまに多大なご迷惑とご心配をおかけしましたことを、改めて深くお詫び申し上げます。

本件に関するお問い合わせ先：総務部（土山、太田）  
電話：03-5408-4500

令和3年6月15日

関東運輸局長  
河村 俊信 様

三菱ケミカル物流株式会社  
代表取締役社長 横山一郎

「輸送の安全の確保に関する命令（令和3年5月17日、関海運第12号）」  
に関する対応措置のご報告について

平素からの弊社業務に対する御指導に対し厚く御礼申し上げます。

令和2年12月7日に弊社が定期備船により運航する石峰海運株式会社所有の菱幸丸において船長による酒気帯び操船が判明して以来、喫緊の課題として、船舶所有者である石峰海運株式会社とともに、原因究明及び類似事案の再発防止・根絶のための対策の実施に取り組んで参りました。

今般、本件に関して、運航者たる弊社に対し、輸送の安全の確保に関する命令が下されたことを深く反省し、かかる事態の再発を防止するために、当該命令内容について、下記のとおり措置を講じましたので、ご報告申し上げます。

今後とも、内航海運事業者として、安全運航及び安定輸送を通じて、社会に貢献して参る所存ですので、引き続き、ご指導、ご鞭撻のほど、よろしく願い申し上げます。

記

1. 経営トップによる船舶所有者に対する関係法令の遵守等の周知指導の徹底等

【安全確保命令内容】

経営トップ自らが、輸送の安全確保のために、関係法令等の遵守と安全最優先の原則を社内及び船舶所有者に周知徹底するとともに、安全管理体制の継続的改善を主導すること。

【講じた措置】

(1) 昨年12月7日の本件発生以降、累次にわたり、経営トップである代表取締役社長の主催により、弊社関係役員、安全統括管理者、運航管理者及び関係社員を参集させ、本件の原因究明、再発防止策等の検討を進めた結果、弊社が定期備船により運航する船舶内における厳正な飲酒管理をはじめとする法令遵守の徹底について、弊社による訪船及び船舶安全会議による指導教育並びに船舶所有者による乗組員に対する指導教育の更なる徹底を図ることといたしました。

また、5月21日の船主会において、弊社代表取締役社長から弊社が定期傭船により運航する船舶の船舶所有者全8社の代表者に対して、直接、安全最優先の原則を再確認するとともに、安全管理の徹底に向けた運航者、船主、乗組員間のコミュニケーションの更なる深化を通じた想いの共有について、理解を得ました。

(2) 本年1月から2月中旬にかけ、弊社取締役海運事業本部長である安全統括管理者により、弊社が定期傭船により運航する船舶の船舶所有者全8社の代表者との個別面談を実施し、今般の酒気帯び事案の発生を踏まえた、航海当直中における適正な飲酒管理等のコンプライアンス厳守について、厳重な注意喚起を実施するとともに、船舶所有者による乗組員に対する教育を徹底すべき旨指導済みです。

(3) 本件事案に関する再発防止対策については、適時的確に、弊社取締役会、経営執行会議等弊社経営層において、審議・報告するとともに、安全管理規程の運用に当たる経営トップ、安全統括管理者、運航管理者等をはじめとする関係者に対しても、適時的確に検討内容に関する情報共有を図りました。

(4) 石峰海運株式会社所属の菱幸丸の乗組員に対しては、昨年12月15日に、菱幸丸船内において、弊社船舶管理部長による石峰海運社長及び乗組員に対する臨時船舶安全会議を開催し、酒気帯び事案の再発防止に向けたコンプライアンス意識の向上につき、厳格なる注意喚起とともに、教育指導を実施済みです。

更に、菱幸丸に対しては、本年1月から5月までの間、毎月1回以上、弊社社員が訪船し又はリモート会議の方法により、石峰海運株式会社社長及び乗組員に対する臨時船舶安全会議を開催し、コンプライアンス教育をはじめとする安全教育を計5回実施済みです。

## 2. 実効性のあるアルコール検査体制の確立に関する対応措置

### 【安全確保命令内容】

アルコール検査体制について、酒気帯び状態での当直を確実に防止するための具体策を講じ、実効性のある安全管理体制を確立すること。

### 【講じた措置】

(1) 弊社からの働きかけにより、石峰海運株式会社は、昨年12月25日、菱幸丸のアルコール検知器として、検査時における呼気アルコール濃度、被検者の写真撮影、検査日時、検査位置等の記録を自動的にクラウド上にリスト化し記録できる成りすまし防止機能付きアルコール検知器を菱幸丸船橋内に設置済みです。

これにより、現在、弊社及び石峰海運株式会社において、当該記録を常時確認することができるとともに、呼気アルコール濃度0.05mg/l以上の異常値を検知した場合、弊社及び石峰海運株式会社関係者に対して自動通知メールが発信され瞬時に当該異常値を把握・確認することにより、酒気帯び当直を未然に防止することができる実効性の高いアルコール検査態勢を確立済みです。

(2) 菱幸丸以外の弊社安全管理規程適用船舶についても、前項の成りすまし防止機能付きアルコール検知器を順次全船に搭載することについて、既に、各船舶所有者及び乗組員の理解を得ており、本年9月末までを目途に、酒気帯び当直を未然に防止できる実効性のあるアルコール検査態勢を確立する予定です。

### 3. 安全管理規程における出港時における船長に対するアルコール検査手続の明文化

#### 【安全確保命令内容】

貴社の安全管理規程第35条に基づくアルコール検査体制を定めた検査要領である社内規定において、出港時における航海当直者に対するアルコール検知器による検査の実施及びその検査記録の保存について規定するなど整備すること。

#### 【講じた措置】

弊社安全管理規程において、出港前に船長、機関長の相互立ち合いによるアルコール検知器を使用した船長、機関長のアルコール検査の実施及び当該検査記録の船内保管を義務付ける旨の改正を実施することについて、令和3年6月8日付けで関東運輸局東京運輸支局あて届出済(受理)です。

### 4. 弊社安全管理規程適用船の船舶所有者及び乗組員に対する飲酒管理教育の徹底等

#### 【安全確保命令内容】

運航する船舶の船舶所有者及び乗組員に対して、本件事案を踏まえた酒気帯び当直の禁止に係る教育及び輸送の安全を確保するため必要と認められる事項についての安全教育を定期的実施し、また、当該安全に係る事項の緊密な報告の励行を徹底させること。

#### 【講じた措置】

(1) 本年1月上旬から2月中旬にかけ、弊社海運事業本部長兼安全統括管理者、運航管理者、船舶管理部長をはじめとする関係社員により、弊社が安全管理規程を適用する運航船舶の船舶所有者たる全8社に対して、個別に安全対話を実施し、輸送の安全確保のための厳格な飲酒管理をはじめとするコンプライアンス厳守の重要性・必要性について、共通認識を醸成・再確認するとともに、弊社との定期傭船契約のもと、船舶管理を行う各船舶所有者において、本件事案発生を踏まえた酒気帯び当直の禁止に係る乗組員に対する教育指導をはじめとするコンプライアンス教育について、アルコール依存症の病理に関する知識の付与を含めて、定期的な指導教育の徹底を図るように周知徹底いたしました。

また、本件事案発生を踏まえ、運航者、船舶所有者、船長、乗組員間のコミュニケーションの更なる向上を図り、風通しの良い相互関係を確立する必要性についても、共通認識を醸成いたしました。

(2) 本年2月1日付け、弊社海運事業本部から弊社安全管理規程適用船舶の船舶所

有者及び船長宛てに送付、提供した安全情報において、今回の酒気帯びによるコンプライアンス違反事例を、船内教育用資料として乗組員に周知し、酒気帯び事案の再発防止・根絶に向け、アルコール依存症の病理等飲酒管理に関する教育の徹底及び飲酒管理関連規定の厳守につき、注意喚起いたしました。

(3) 弊社が安全管理規程を適用する運航船舶の船舶所有者及び乗組員に対しては、従来から定期的に、輸送の安全を確保するため必要と認められる事項についての安全教育のために、船舶安全会議を通じた安全研修（各船毎年のドック時に実施）及び部内規程に基づく検船による安全確認（毎年1回）を実施するとともに、必要に応じて、訪船指導（年間数回程度）を実施しているため、引き続き、これらの機会を活用し、少なくとも各船年1回以上は、本件事案を踏まえた酒気帯び当直の禁止に係る教育を実施いたします。

なお、5月21日から6月4日にかけて、本件事案を踏まえた飲酒管理に関する安全管理規程等の改正内容及びアルコール依存症の危険性を含めた飲酒管理教養について、コロナ禍を踏まえ、リモート会議により、弊社船舶管理部長等から安全管理規程を適用する運航船の船舶所有者及び船長（注. 当面、各乗組員への当該教育は、各船長から実施することで各船長了承済）、並びに弊社経営トップ以下安全管理規程の運用に関わる関係者に対して、説明・教育を実施済みです。

(4) 更に、本件事案を踏まえ、弊社安全管理規程中に、船長又は乗組員が飲酒管理に関するルール違反等を認知した場合には、直ちに船舶所有者にその旨を報告しなければならないこと、また、当該報告を受けた船舶所有者は、遅滞なくその旨を運航者（弊社）に報告しなければならないことを義務付ける改正につき、令和3年6月8日付けで関東運輸局東京運輸支局あて届出済(受理)です。

また、令和3年6月8日付け弊社社内規程の改正により、運航者（弊社）及び船舶所有者は、代理船長及び代理乗組員を含めた全ての船長及び乗組員に対して、アルコール依存症の危険性を含む飲酒の危険性及び飲酒対策の必要性について理解しやすい具体的な飲酒教育を新規乗船時に実施するほか、その後も年1回以上実施するものとし、当該教育を実施した際に船舶所有者は、当該教育記録を運航者たる弊社に報告することを義務付けました。

以 上